

転出される住民のみなさんへ

島本町在住中は、本町発展のため種々ご協力を頂きありがとうございました。
新しい住所地にお住まいになりましたら、次のことに注意して転入届を済ませてください。

- 新しい住所に住みはじめた日から **14日以内**に、次のものを添えて市区町村役場の窓口で、転入届をしてください。

- (1) 転出証明書（住民基本台帳カード又は個人番号カードによる特例転出の場合は不要）
- (2) 本人確認書類・印鑑
- (3) 外国人住民の方は、転入する方全員分の「在留カード」または「特別永住者証明書」（まだどちらの交付も受けていない方は、「外国人登録証明書」）を必ずご持参ください。
- (4) 住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）
- (5) 個人番号カード（お持ちの方のみ）

※ 住民基本台帳カード又は個人番号カードをお持ちの方へ

- ・ 住民基本台帳カード又は個人番号カードをお持ちの方は、転入先でも継続して利用することができます。転入先の市区町村でカードをご持参のうえ、暗証番号の入力が必要になりますのでご注意ください。
- ・ なお、転入した日（住みはじめた日）から **14日を過ぎた場合**、又は転入手続きを行わないまま転出予定日から **30日を経過した場合**、カードは失効となり継続利用ができなくなりますのでご注意ください。（その場合、個人番号カードの再発行手続きが必要となります。）
- ・ 住所変更に伴い、署名用電子証明書は失効されます。必要な場合は転入地で署名用電子証明書の再発行手続きが必要で

※ これから個人番号カードを申請する方へ

- ・ 転出手続後は、通知カード（緑色の紙のカード）と一緒にご自宅に郵送された「個人番号カード交付申請書」及び島本町の窓口で発行した「個人番号カード交付申請書」は使用せず、転入先の市区町村で改めて「個人番号カード交付申請書」の発行を受け、申請してください。

※ 転入先で、国民健康保険にご加入される場合は、あらかじめ必要書類を転入先でご確認ください。

転出に伴い以下の手続きが必要な場合がございます。必ずご確認ください。

該当項目	担当窓口	内容
印鑑登録	㉓番 住民課 TEL:075-962-7464	印鑑登録については、新住所地において新たに登録してください。 本町で転出の手続きを行うことにより、現登録は取消しとなります。ただし、転出予定日の前日までであれば、印鑑登録証と転出証明書を持参いただくことで印鑑登録証明書の発行が可能です。 なお、本町で転出手続きをされた際に印鑑登録証を返還された場合は、印鑑登録証明書の発行はできません。
国民健康保険	㉔番 保険年金課 TEL:075-962-7462	国民健康保険証の返還等の手続きがございますので、窓口へお越しください。
後期高齢者医療	㉔番 保険年金課 TEL:075-962-7462	後期高齢者医療被保険者証の返還等の手続きがございますので、窓口へお越しください。
介護保険	㉔番 高齢介護課 TEL:075-962-2864	介護保険被保険者証をお持ちの方は返還してください。 要介護認定を受けておられる方には「受給資格証明書」を交付します。
児童手当 児童扶養手当 特別児童扶養手当	㉔・㉔番 福祉推進課 TEL:075-962-7460	窓口へお越しください。 ※単身で転出される方も手続きが必要な場合がございますので、必ず窓口でお尋ねください。
子ども医療 未熟児養育医療 ひとり親家庭医療 障害者医療 老人医療 自立支援医療		医療証の返還等の手続きがございますので、窓口へお越しください。
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳		窓口へお越しください。
保育所・幼稚園 学童保育室	㉔番 保育幼稚園課 TEL:075-962-7461	教育委員会の窓口でお手続きお願いいたします。
小中学校	㉔番 教育総務課 TEL:075-962-0390	小中学生本人や保護者が転出される場合は、教育委員会の窓口へお越しください。
町税の納付 軽自動車（バイク）の廃車	㉔番 税務課 TEL:075-962-5414	町税の納付や軽自動車（バイク）の廃車の手続き等がお済みでない方は、お済ませください。詳しくは担当窓口でお尋ねください。
水道閉栓	上下水道部 （別庁舎） TEL:075-962-6306	諸手続きを済まされて引越しをされるときは、必ず水道閉栓及び水道料金等の精算の手続きを行っていただきますようお願いいたします。詳しくは銀行窓口横の直通電話をご利用の上、ご確認ください。

島本町役場

☎ 075-961-5151（代表）

海外へ転出される方は、
裏面もご確認ください。

海外へ転出される住民のみなさんへ

■海外転出に伴い次の手続きも必要な場合がございます。必ずご確認ください。

該当項目	担当窓口	内容
固定資産税	②⑩番 税務課 Tel:075-962-5414	島本町内に土地・家屋・償却資産のいずれかの固定資産をお持ちの方については、固定資産税納税通知書の送付先や納付方法の確認をさせていただく必要がありますので、税務課窓口へお越しください。
町民税・府民税		町民税・府民税（住民税）は、前年の所得に対して、原則として賦課期日（その年の1月1日）現在の住所地の市町村で課税されます。納税がお済みでない方や、前年の所得により課税が見込まれる方については、手続きが必要となる場合がございますので、税務課窓口へお越しください。
国民年金	②⑤番 保険年金課 Tel:075-962-1809	【国民年金第1号被保険者の方のみ】 資格喪失の手続きがございますので、窓口にお越しください。 海外居住期間中も、ご本人の希望により任意で加入することができます。 なお、任意加入は転出ごとに手続きが必要です。 詳しくは資格喪失の手続きの際にお尋ねください。
在外選挙	①⑤番 選挙管理委員会事務局 Tel:075-962-8441	海外に居住していても「在外選挙制度」を利用して衆議院議員及び参議院議員の選挙の投票ができます。この制度を利用するには、在外選挙人名簿への登録が必要となります。登録を申請できる方は下記のとおりです。申請は、海外居住後に本人又は同居の家族等が、直接、海外でお住まいの住所を管轄する日本大使館や総領事館の領事窓口に申請してください。（申請書は、日本大使館や総領事館にあります。また、総務省のホームページでも入手できます。） 登録を申請できる方 ○ 年齢満18歳以上の方 ○ 日本国籍をお持ちの方 ○ 海外に3ヶ月以上お住まいの方（登録申請時に3ヶ月以上住所を有している必要はありません。） ※H30.6.1から在外選挙人名簿の登録申請が海外転出手続き時にもできるようになりました。申請される方は、住民課で手続きを終えた後に、役場地階の選挙管理委員会事務局までお越しください。（パスポート、運転免許証等の本人確認書類が必要です。）

■海外から島本町に転入される場合には、以下の書類が必要です。

- ・再転入される方全員のパスポート（帰国日が記載されているもの）
- ・再転入される方の戸籍謄本又は戸籍抄本
- ・戸籍の附票

※5年以内に島本町から転出し、そのまま国外から島本町に転入される方で、転出当時と氏名・本籍地・筆頭者に変更がない場合は、戸籍謄本又は戸籍抄本と戸籍の附票は不要です。

※島本町に本籍がある方は、戸籍謄本又は戸籍抄本と戸籍の附票は不要です。

島本町から国外へ転出した後、島本町以外の市区町村に戻ってこられる場合は、住民登録される市区町村にお問い合わせください。

島本町役場

☎075-961-5151（代表）

R7.5.7